

新シルク産業創造研究会～会則～

（名称）

第1条 本研究会は、新シルク産業創造研究会（以下「研究会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本研究会は、研究会の会員が事業展開を行う上で必要となる情報の収集・提供や、他の企業又は産業支援機関その他の関係機関との交流・連携の場の創出を通じて、事業の成長・発展に寄与することを目的とする。

（活動内容）

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)シルクビジネスに関する有益な情報の収集・提供及び支援情報の提供
- (2)シルク産業に関する情報共有のための意見交換会・交流会の開催
- (3)その他研究会の目的を達成するために必要な活動

（会員）

第4条 研究会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同する企業、産業支援機関その他の団体又は個人とする。

2 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとする。

3 会員は、別に定める退会届を事務局に提出して退会することができる。

4 会費は無料とする。

（事務局）

第5条 研究会の事務局は、京丹後市商工観光部商工振興課に置く。

（その他）

第6条 この会則に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、京丹後市長が別に定める。

附 則

この会則は、平成26年12月17日から施行する。